官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務八二、八三）
○ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四七）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一二〇）
二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六六四～六六九）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業七三）
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条の四第一項の規定に基づく登録実務講習の登録の件（国土交通三四〇）
三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三四一、三四二）
○道路に関する件（東北地方整備局四九）
○道路に関する件（九州地方整備局八〇）
○道路に関する件（北海道開発局四四～四九）
〔国会事項〕
四
〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　福岡県
〔皇室事項〕
六
〔官庁報告〕
七
官庁事項
国営東近江土地改良事業（区画整理・農業用用排水）計画の公告（農林水産省）
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）
法　務
公証人任免（法務省）
八
産　業
日本産業規格（経済産業省・国土交通省、国土交通省）
八
〔公　告〕
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係
八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
四
特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更関係
五
会社その他
五
六
八

その他告示

○法務省告示第八十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＤＤＲ

東京都港区虎ノ門四―三―二城山トラストコートＥ―一二一一

認証年月日

令和七年四月一日

○法務省告示第八十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社チャイルドサポート

東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号

認証年月日

令和七年四月十一日

○外務省告示第百四十七号

令和七年三月十三日にルサカで、ザンビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

令和七年四月二十五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億八千二百万円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日本側　竹内一之在ザンビア大使

ザンビア側　シトゥンベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣